全 教 生 権 局 速 報
NO.01
2012 年 5 月 18 日
全日本教職員組合（全教）生権局
東京都千代田区二番町 12-1　３Ｆ

# 総務省、「地方公務員制度改革について（素案）」を提示！
## 協約締結権回復に向けた交渉のスタート！

総務省は、5 月 18 日、全労連公務員制度改革闘争本部に対して「地方公務員制度改革について（素案）」を提示しました。これにより、いよいよ地方公務員・教職員に関わる協約締結権の回復に向けた法案化に向けた交渉がはじまったことになります。全教からは今谷書記長と蟹澤書記次長が参加しました。

### 総務省は、「地方公務員制度改革について（素案）」をすでに民主党ＰＴに提示済み

総務省は、5 月 11 日に、民主党ＰＴに対してこの素案（別紙）を提示しています。交渉参加者からは、冒頭、労使関係に直接かかわる素案については、労働側および知事会など地方 6 団体に対して同時に提示されるべきだとして、総務省としての対応の基本姿勢をただす意見が強くだされました。

### 総務省は素案の概要を説明

総務省は、昨年 6 月 3 日に「考え方」を示した以降、全労連をはじめとした労働側からはもちろん、地方 6 団体からの意見も求めながら、今回の素案に至ったとしたうえで、その概要を説明しました。基本的にはすでに国会にだされている国公労働関係法案をベースにしながらも、人事委員会の存続や都道府県労働委員会の具体的な役割（例えば、不当労働行為を公益委員だけで審査する）など、国とは異なる踏込みもあります。協約締結権の回復の時期についても、法律の公布日から「3 年 6 月を超えない範囲内」と国（2 年）と比べて大幅な移行期間を設けています。また、消防職員については団結権とともに協約締結権を付与することを明記したものの、その実施は「一般職の施行日から 3 年後の施行」とする問題もあります。

### 総務省は今後の協議を約束

今後の法案化の見通しについて、総務省は「できるだけ早く」という表現にとどまりましたが、法案化をすすめるうえでも全労連としての意見を聴いていくことは確認されました。全労連公務員制度改革闘争本部としては、月内には今回の素案に対する意見をとりまとめ、次回の総務省交渉に臨むことを確認しています。

教職員組合にとっての交渉当事者となる当局の問題をはじめ、都道府県・市区町村・各学校という各段階での協約締結の問題は、労働組合としての認証のあり方ともかかわって、文科省も巻き込んで明確にさせていかなければなりません。法案化に向けた交渉はそのためのスタートラインでもあることを総務省に対して強く要請して交渉を終えました。

以上